



宮崎労働局発表
令和3年10月1日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 川原 正和
労働衛生専門官 地福 竹志
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8835
(時間外) 0985(44)0641

令和3年度全国労働衛生週間(第72回)の実施について

～今年のスローガンは「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」～
(副スローガン 「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」)

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和3年10月1日から10月7日まで、全国労働衛生週間を展開します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第72回を迎えます。今年も、「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」をスローガンとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンと定め、事業場における更なる感染防止の徹底を呼びかけます。

【宮崎県内における労働衛生の現状】

①業務上疾病の発生状況

令和2年中に発生した休業4日以上業務上の疾病は、180件で前年の121件を大幅に上回りました。

疾病別では「腰痛」が最も多く54件で、全体の30%を占めています。

次いで「病原体による疾病」が50件で27.8%となっており、そのうち47件が職場での新型コロナ感染によるものです。

②定期健康診断の実施状況

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診の有所見率は56.72%で、

前年比で0.76%高くなっています（全国平均の58.51%は僅かに下回りました）。

③衛生管理者及び産業医の選任状況

県内の労働者数50人以上の事業場（1,067事業場）における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は93.4%、産業医の選任率は94.3%となっており、いずれも全国平均を上回っています。

令和3年の新型コロナ感染による業務上疾病は、8月末現在で99件と昨年を大幅に上回っていることから、宮崎労働局（局長 田中大介）では、引き続き職場における感染防止対策の徹底を呼び掛けます。

【添付資料】

- 資料1 宮崎県における労働衛生の現状について
- 資料2 リーフレット 令和3年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）
- 資料3 リーフレット 第72回全国労働衛生週間（本省版）
- 資料4 令和3年度全国労働衛生週間実施要項

宮崎県における労働衛生の現状について（令和2年）

宮崎労働局

1. 職業性疾病の発生状況

令和2年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は180人で、前年同期比で59人(48.8%)増加した。

疾病項目別では、負傷に起因する腰痛54人(30%)が最も多く、続いて病原体による疾病が50人(27.8%)、負傷に起因する疾病(腰痛以外)が33人(18.3%)、振動障害が19人(10.6%)、異常温度条件下における疾病(熱中症)が15人(8.3%)、じん肺症及びじん肺合併症が5人(2.8%)となっている。

負傷に起因する疾病(腰痛含む)は増加傾向にある(対前年29.9%増加)。

病原体による疾病のうち新型コロナウイルス感染症によるものは47件。

第1表 職業性疾病の発生状況(令和2年)

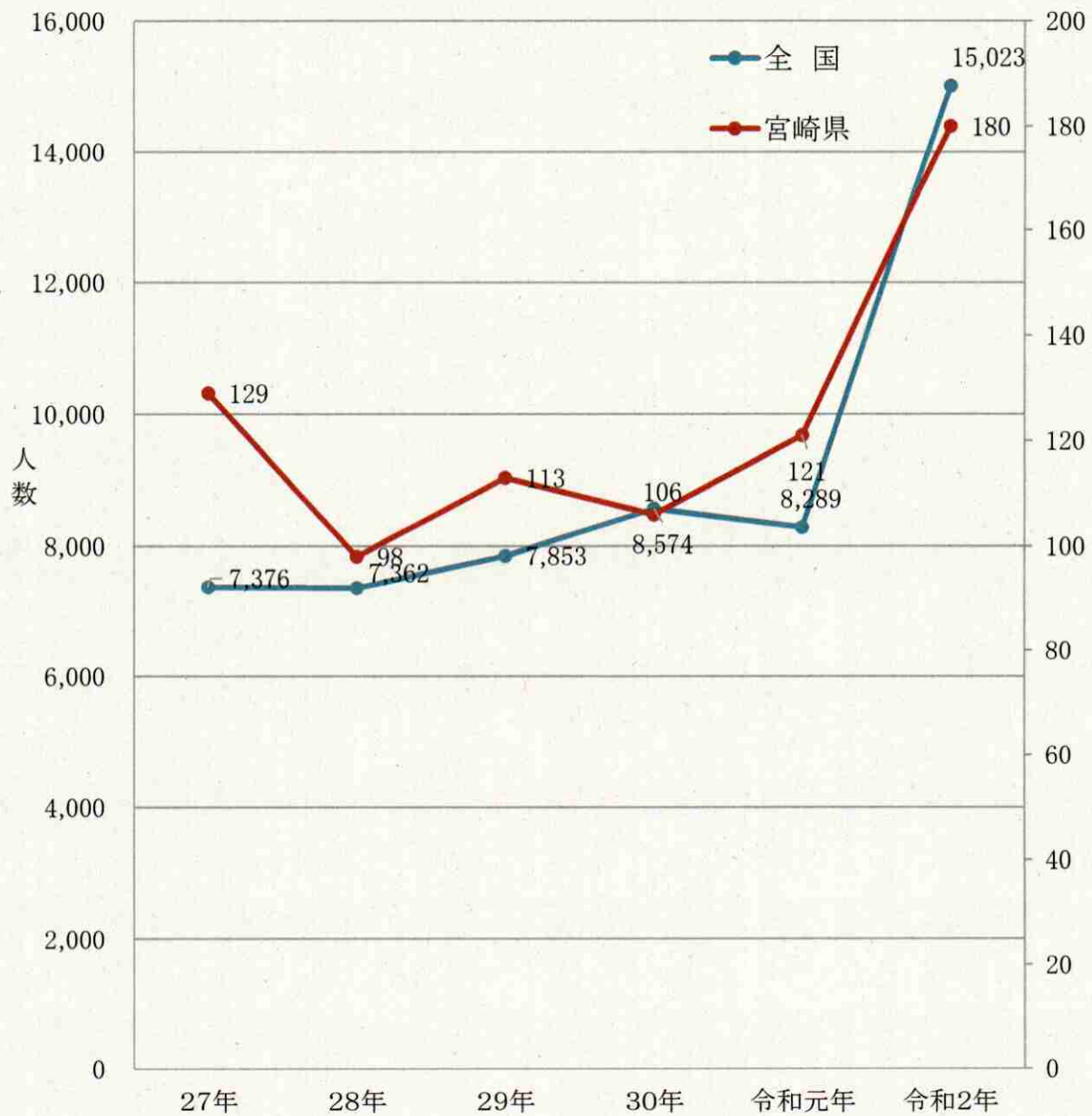
業 種 項 目	製	鉱	建	運	貨	農	商	保	接	清	左	全
	造		設	輸	物	林	業	健	客	掃	記	産
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
① 負傷に起因する疾病 (うち腰痛)	12 (3)		6 (3)	4 (3)		8 (3)	15 (11)	26 (21)	7 (4)	3 (3)	6 (3)	87 (54)
② 物理的因子による疾病												
有害光線による疾病												0
電離放射線による疾病												0
異常気圧下における疾病												0
異常温度条件による疾病	3		8			2	1				1	15
騒音による耳の疾病												0
上記以外の原因による疾病												0
③ 作業態様による疾病												
重激業務による疾病												0
負傷によらない業務上の腰痛												0
振動障害	2		13			4						19
手指前腕障害顎肩腕症候群												0
上記以外の原因による疾病	1											1
④ 化学物質による疾病	1											1
⑤ じん肺症及びじん肺合併症			6									6
⑥ 病原体による疾病			13			3	7	26	1			50
⑦ がん												
電離放射線によるがん												0
化学物質によるがん												0
その他の原因によるがん												0
⑧ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等												0
⑨ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害												0
⑩ その他の業務による明かな疾病						1						1
合 計	19	0	46	4	0	18	23	52	8	3	7	180
(全 国)	1,853	35	884	1,251	187	194	1,923	6,985	576	450	685	15,023

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「①負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛の内数です。

3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

職業性疾病の発生状況



	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
全 国	7,376	7,362	7,853	8,574	8,289	15,023
宮崎県	129	98	113	106	121	180

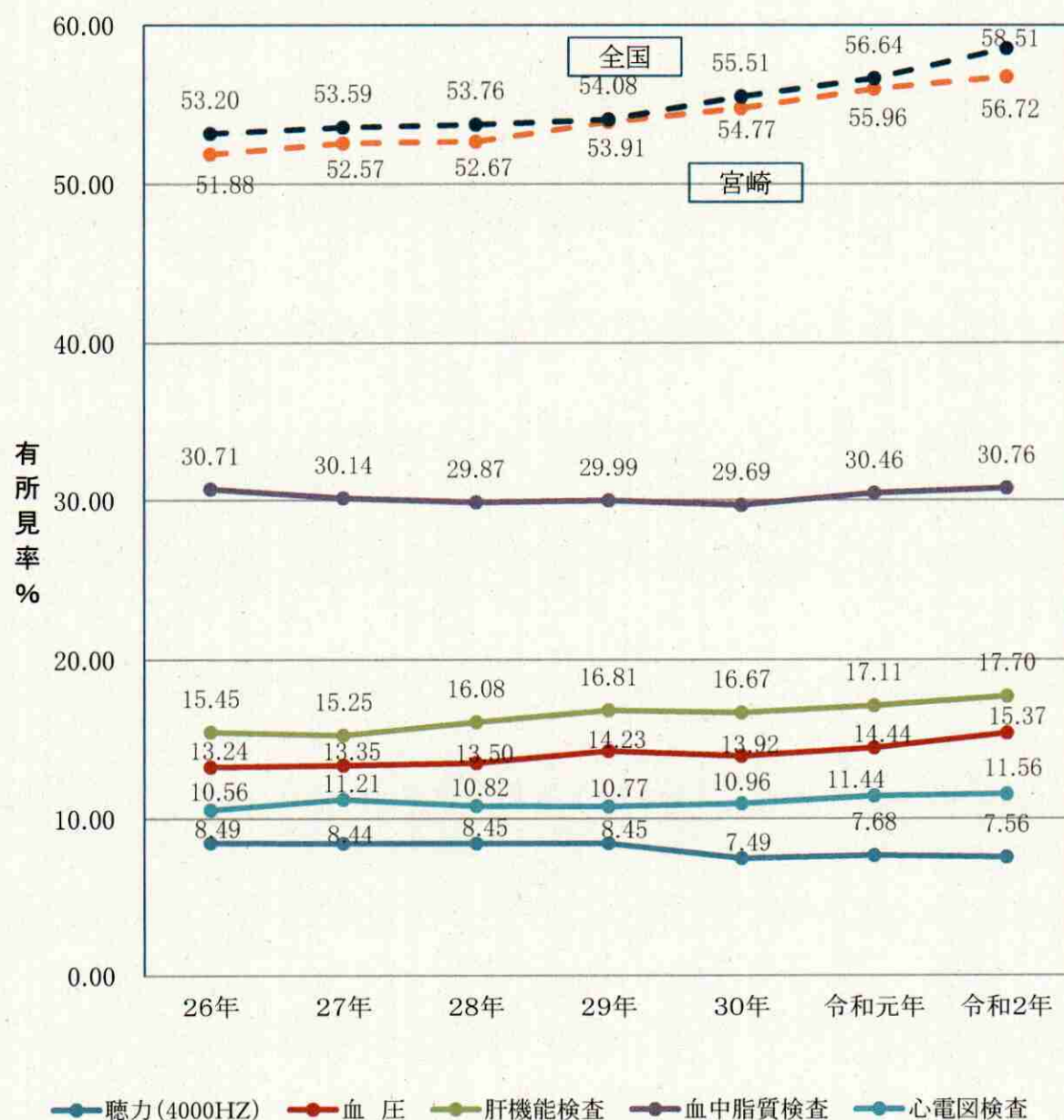
2. 定期健康診断の実施状況

- ① 宮崎県内の事業場(原則労働者数50人以上)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は82.80%、全産業の有所見率は56.72%で、有所見率は前年比で0.76%高くなった。また、全国平均の58.51%を下回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業・建設業・運輸交通業・農林業・接客娯楽業では全国平均を下回っており、商業・保健衛生業では有所見率が全国平均より高くなっている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④血糖 ⑤心電図 の順で有所見率が高く(歯科健診は除く)になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患(脳・心臓疾患)の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和2年)(宮崎県内)

業 種			製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	農 林 業	商 業	保 健 衛 生 業	接 客 娯 楽 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計
項 目											
健康診断実施事業場			239	30	76	9	122	215	36	195	922
受診者数			29,583	2,985	5,157	614	8,314	22,500	1,637	17,853	88,643
平均受診率(%)			88.10	95.1	90.5	96.7	79.0	79.3	57.6	80.18	82.80%
特定業務従事労働者数			9,289	56	2,054	0	1,064	12,185	270	80	26,406
所見のあった人数			14,889	1,721	3,538	415	5,807	12,183	837	10,890	50,280
宮崎県の有所見率(%)			50.33%	57.65%	68.61%	67.59%	69.85%	54.15%	51.13%	60.99%	56.72%
全国の有所見率(%)			57.36%	64.60%	66.69%	68.67%	59.87%	54.03%	58.18%	59.48%	58.51%
医 師 の 指 示 人 数			8,515	993	2,038	245	3,263	6,013	476	6,132	27,675
項目別有所見者数及び有所見率	聴力(1000HZ)	有所見者数	903	120	313	51	649	720	85	773	3,614
		有所見率(%)	3.13	4.07	6.16	8.31	9.05	3.53	5.27	4.52%	4.32%
	聴力(4000HZ)	有所見者数	1,691	328	800	126	772	934	116	1,556	6,323
		有所見率(%)	5.88	11.13	15.74	20.52	10.76	4.58	7.15	9.10%	7.56%
	聴力(その他)	有所見者数	8	0	1	0	1	9	0	2	21
		有所見率(%)	1.28	0.00	0.42	0.00	0.10	0.54	0.00	0.14%	0.41%
	胸部X線検査	有所見者数	521	72	259	63	437	692	45	650	2,739
		有所見率(%)	1.94	2.42	5.25	10.38	5.49	3.60	3.00	3.79%	3.37%
	喀痰検査	有所見者数	1	0	0	0	0	5	0	0	6
		有所見率(%)	0.51	0.00	0.00	0.00	0.00	12.50	0.00	0.00%	0.92%
	血圧	有所見者数	4,112	509	1,123	161	1,705	2,531	227	3,254	13,622
		有所見率(%)	13.90	17.05	21.78	26.22	20.51	11.25	13.87	18.23%	15.37%
	貧血検査	有所見者数	1,737	98	203	51	634	1,828	66	1,319	5,936
		有所見率(%)	6.54	3.68	4.17	10.56	8.28	8.69	4.43	7.97%	7.30%
	肝機能検査	有所見者数	4,414	610	1,134	152	1,535	3,098	241	3,316	14,500
		有所見率(%)	16.36	22.32	23.46	27.34	19.93	15.07	15.76	19.47%	17.70%
	血中脂質検査	有所見者数	7,220	855	1,879	239	2,867	5,961	406	5,562	24,989
		有所見率(%)	27.01	31.27	38.87	42.99	37.22	29.64	26.54	32.65%	30.76%
	血糖検査	有所見者数	2,693	340	670	94	1,491	1,951	156	2,313	9,708
		有所見率(%)	10.12	12.45	13.91	16.94	19.36	9.77	10.20	13.58%	11.99%
	尿検査(糖)	有所見者数	622	129	237	21	172	430	41	531	2,183
		有所見率(%)	2.11	4.36	4.60	3.42	2.08	1.95	2.52	3.00%	2.49%
	尿検査(蛋白)	有所見者数	976	216	281	35	344	1,109	80	766	3,807
		有所見率(%)	3.33	7.23	5.49	5.70	4.15	4.95	4.89	4.30%	4.32%
	心電図検査	有所見者数	2,316	217	592	88	1,089	2,136	189	2,025	8,652
		有所見率(%)	9.43	8.19	12.71	17.78	14.71	12.55	12.95	12.18%	11.56%
	歯科健診	有所見者数	64	9	0	0	0	40	0	0	113
		有所見率(%)	27.83	15.00	0.00	0.00	0.00	48.78	0.00	0.00%	30.38%

定期健康診断における有所見者の推移



項 目	2 6 年	2 7 年	2 8 年	2 9 年	3 0 年	令和元年	令和2年
聴力(4000HZ)	8.49	8.44	8.45	8.45	7.49	7.68	7.56
血 圧	13.24	13.35	13.50	14.23	13.92	14.44	15.37
肝機能検査	15.45	15.25	16.08	16.81	16.67	17.11	17.70
血中脂質検査	30.71	30.14	29.87	29.99	29.69	30.46	30.76
心電図検査	10.56	11.21	10.82	10.77	10.96	11.44	11.56
有所見率(宮崎県)	51.88	52.57	52.67	53.91	54.77	55.96	56.72
有所見率(全国)	53.20	53.59	53.76	54.08	55.51	56.64	58.51

3. 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、鉛の順に多く、電離放射線については、有所見率も全国平均を上回っている。

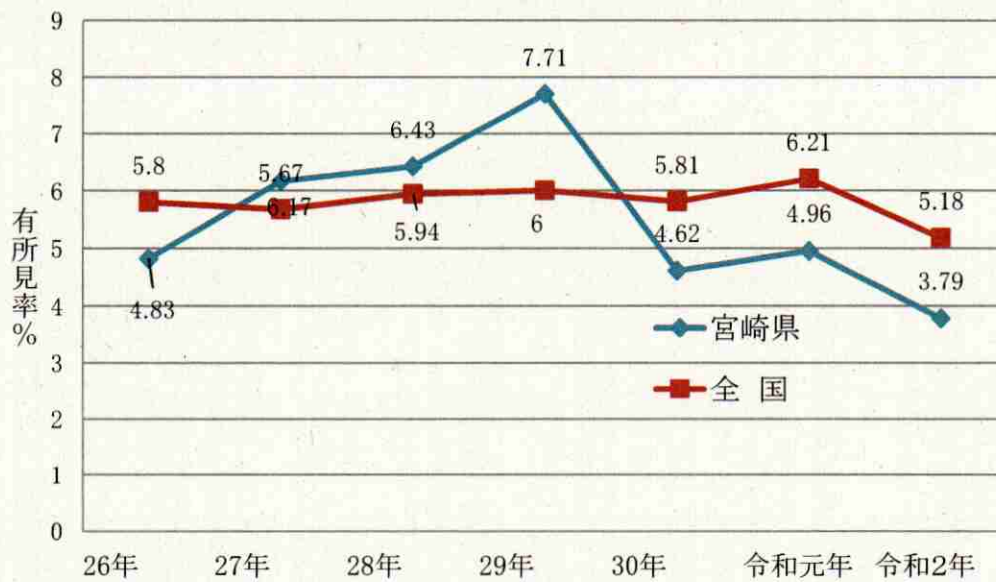
健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、高気圧、じん肺、有機溶剤の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

第3表 特殊健康診断実施状況（令和2年）（宮崎県内）

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 （ ％ ）	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 （ ％ ）	
							県 内	全国平均
有機溶剤	355	285	80.3	4,525	4,197	159	3.79	5.18
鉛	21	18	85.7	206	175	2	1.14	1.59
電離放射線	131	121	92.4	2,264	2,142	292	13.63	9.03
特定化学物質等	249	216	86.7	5,317	5,210	59	1.13	1.90
高気圧	4	3	75.0	46	44	0	0.00	4.40
石綿	10	7	70.0	153	130	0	0.00	0.72
じん肺	347	275	79.3	3,553	1,563	0	0.00	0.02

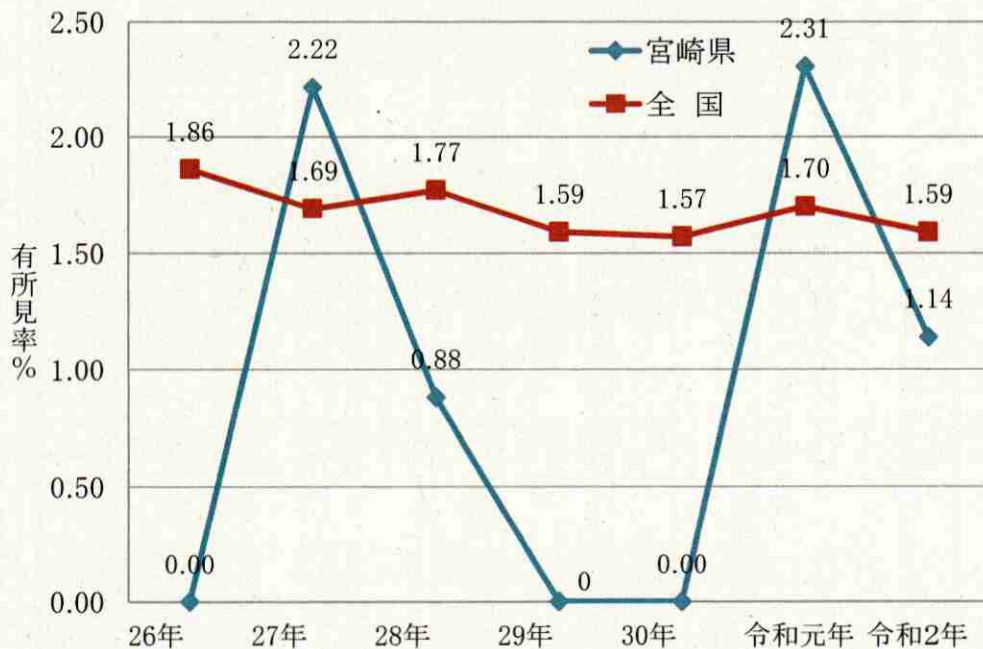
※じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



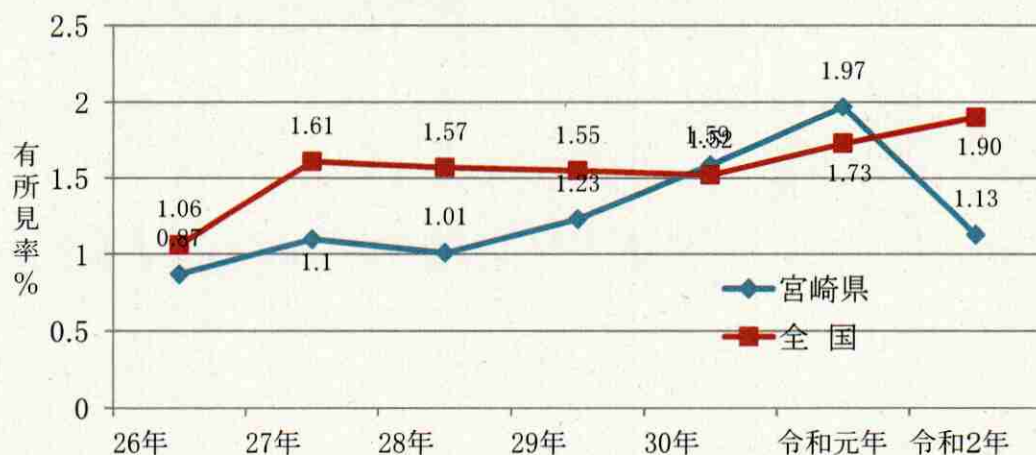
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	4.83	6.17	6.43	7.71	4.62	4.96	3.79
全国	5.8	5.67	5.94	6	5.81	6.21	5.18

鉛健康診断における有所見率の推移



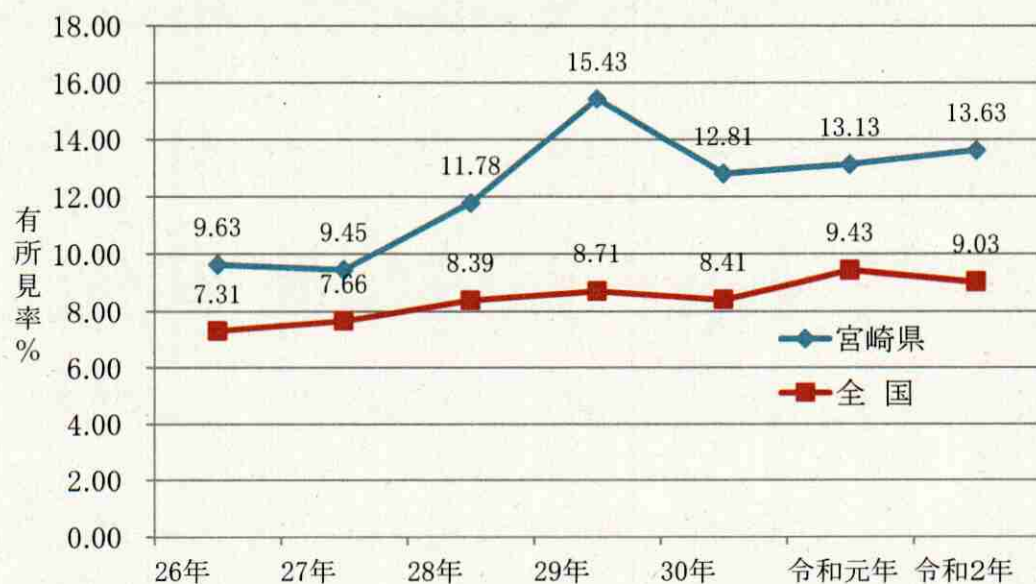
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	0.00	2.22	0.88	0	0.00	2.31	1.14
全国	1.86	1.69	1.77	1.59	1.57	1.70	1.59

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	0.87	1.1	1.01	1.23	1.59	1.97	1.13
全国	1.06	1.61	1.57	1.55	1.52	1.73	1.90

電離放射線健康診断における有所見率の推移



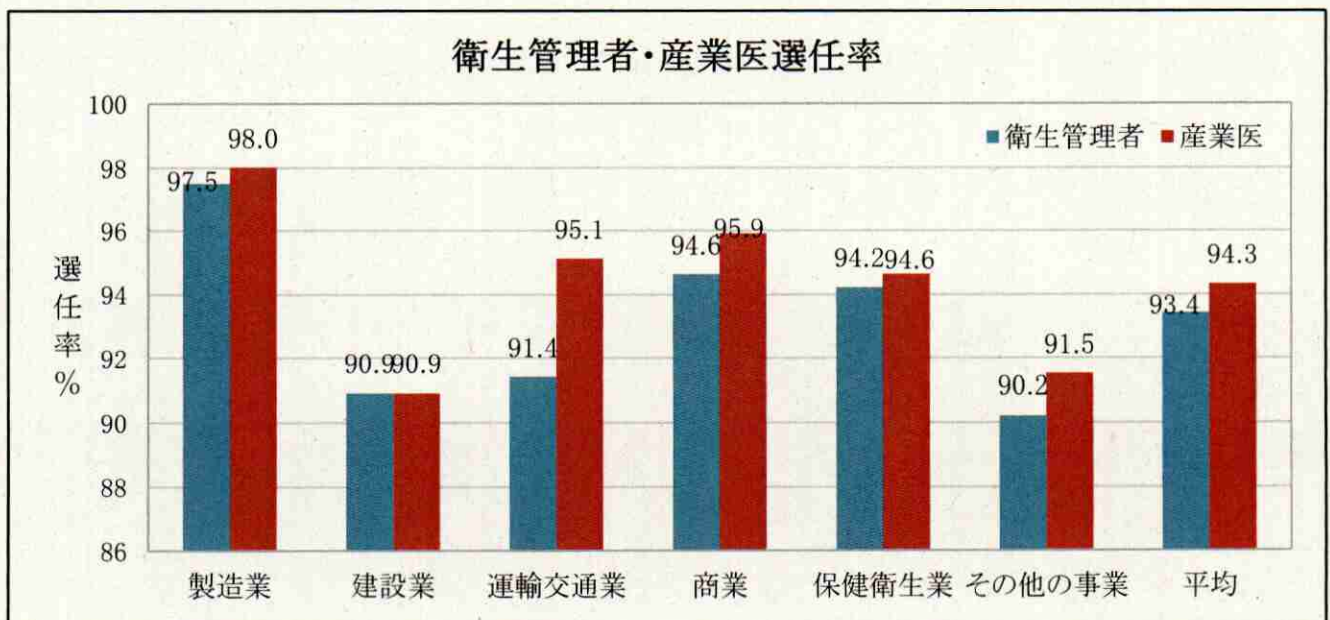
	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
宮崎県	9.63	9.45	11.78	15.43	12.81	13.13	13.63
全国	7.31	7.66	8.39	8.71	8.41	9.43	9.03

4. 産業医及び衛生管理者の選任状況

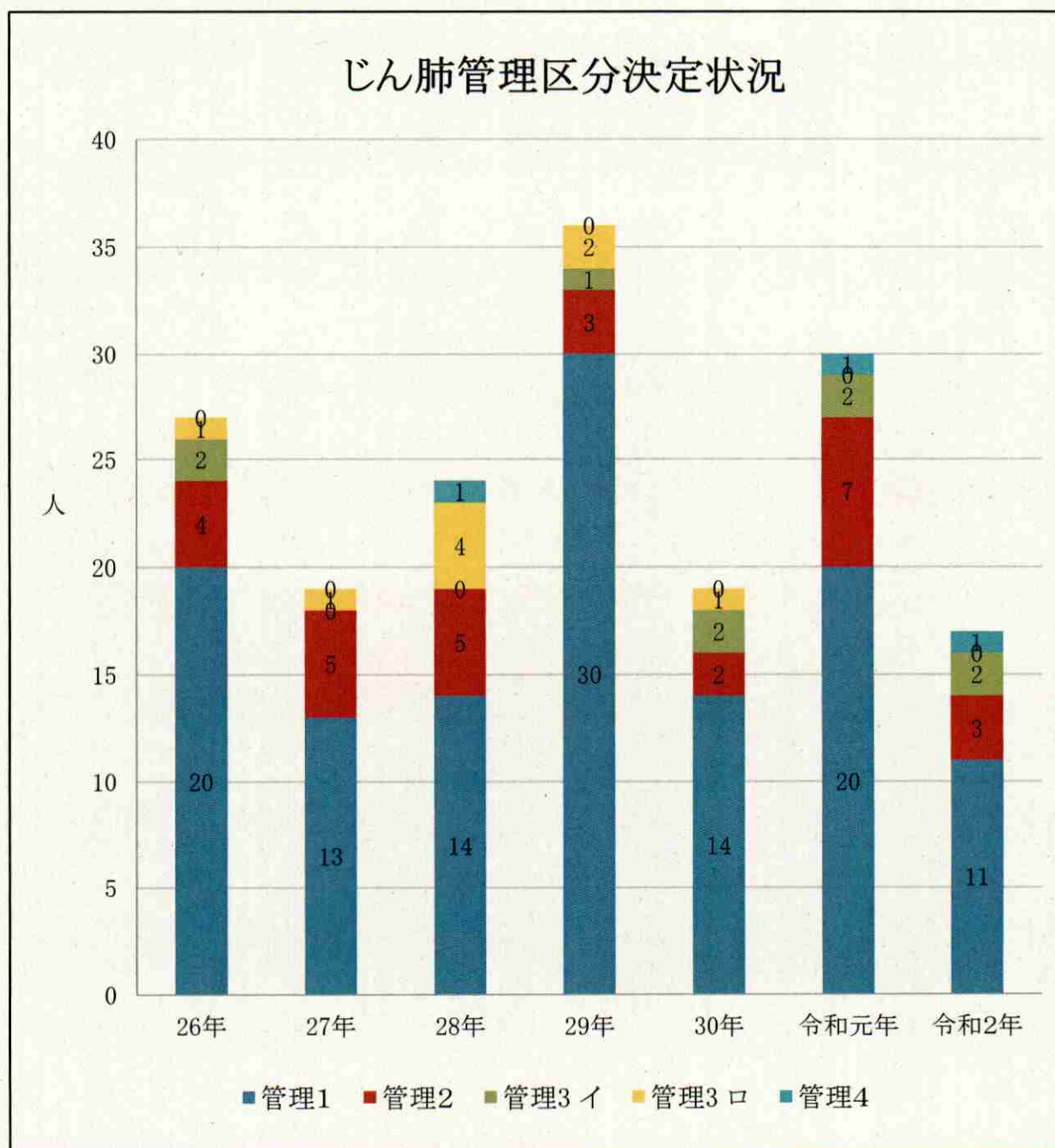
- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、製造業（97.5%）が最も高く、次いで、運輸交通業（94.6%）、保健衛生業（94.2%）、商業（92.1%）、建設業（90.9%）の順となっている。
産業医については、製造業（98.0%）運輸交通業（95.9%）、保健衛生業（94.6%）、商業（93.6%）、建設業（90.9%）の順となっている。
- ③ 建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
- ④ 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(令和2年12月末日現在)

業 種 区 分		製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	商 業	保 健 衛 生 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計	全国計
要 選 任 事 業 場 数 (規模50人以上)		244	33	74	140	259	317	1,067	152,376
衛生 管理 者	選任事業場数	238	30	70	129	244	286	997	137,269
	選任率(%)	97.5%	90.9%	94.6%	92.1%	94.2%	90.2%	93.4%	90.1%
産業 医	選任事業場数	239	30	71	131	245	290	1006	139,503
	選任率(%)	98.0%	90.9%	95.9%	93.6%	94.6%	91.5%	94.3%	91.6%



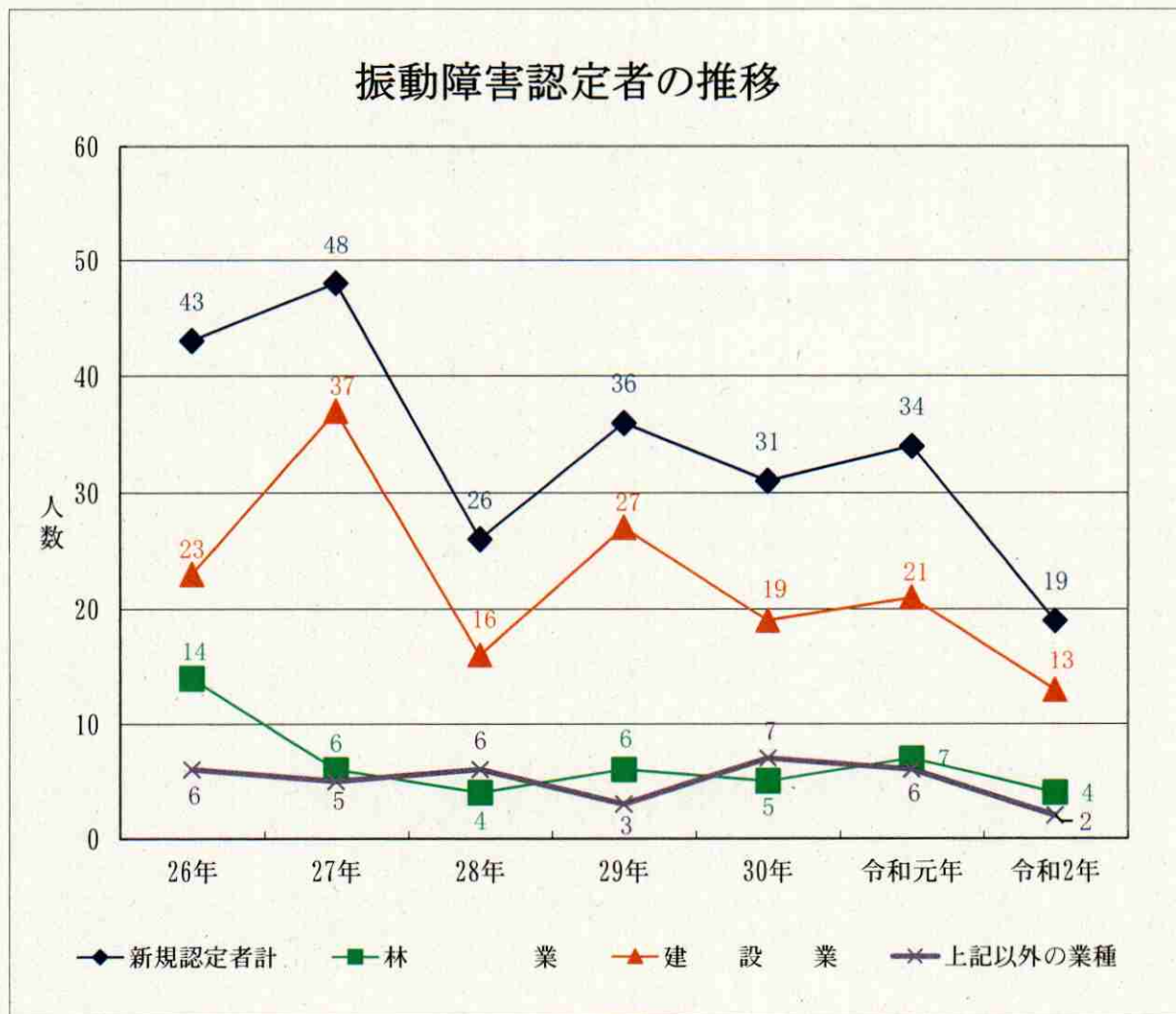
5. じん肺管理区分決定状況



	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
管理1	20	13	14	30	14	20	11
管理2	4	5	5	3	2	7	3
管理3 イ	2	0	0	1	2	2	2
管理3 ロ	1	1	4	2	1	0	0
管理4	0	0	1	0	0	1	1
計	27	19	24	36	19	30	17

6. 振動障害認定者の発生状況

振動障害については、建設業、林業に多いが、令和2年は、対前年と比較して15人（44.1%）減少している。



年 度	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
新規認定者計	43	48	26	36	31	34	19
林業	14	6	4	6	5	7	4
建設業	23	37	16	27	19	21	13
上記以外の業種	6	5	6	3	7	6	2



令和3年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
 ≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

- ・健康診断
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導

などを実施し、健康管理を推進しましょう！



全体スローガン「向き合おう！ こころとからだの 健康管理」

副スローガン「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 目標 (計画期間:平成30年～令和4年)

- 1 メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場(規模30～49人)の割合を **80%以上**
- 2 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 3 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場(規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第72回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

全国の労働者の健康をめぐる問題では、過労死等事案の労災認定件数が令和2年度で**802件**となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みまたはストレスを感じる労働者の割合は、依然として半数を超えている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症のうち、休業4日以上労働災害として令和2年に報告された事例は全国で**6,000件**を超えており、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められています。

このような背景を踏まえ、令和3年度の全国労働衛生週間は全体スローガンとして「**向き合おう！ こころとからだの 健康管理**」、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして「**うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場**」を掲げ、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意の上、自主的な労働衛生管理活動を一層促進しましょう。

まんがでわかる 日本版
化学物質取扱の安全衛生



新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認を。
未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう！

5つのポイント・対策の実践例の詳細→



厚労省で教育に自由利用できるマンガを公開中！
(18種×11～14言語)
マンガの閲覧・ご利用→



安全教育用の
動画&クイズ
公開中！

● 準備期間中に実施する重点事項 ●

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- 4 労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿による健康障害防止対策
- 7 受動喫煙防止対策
- 8 治療と仕事の両立支援対策の推進
- 9 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
- 10 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- 11 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進



衛生週間
要綱全文
(厚労省 HP)

● 本週間中に実施する事項 ●

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

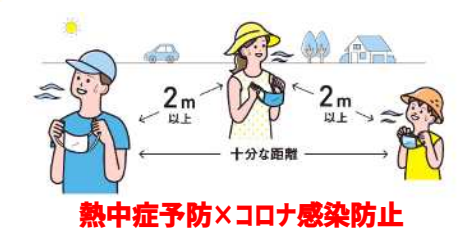
- ・キャンペーン期間
5月1日～9月30日
- ・準備期間:4月
- ・重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

屋外で人と2m以上離れているときは
熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

高年齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和2年に県内530件で、全体の**34%**と割合を大きく占めています。
補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高年齢労働者のための職場環境改善を！ **令和3年10月末まで**

↓補助金詳細



労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください！

令和3年度「見える」安全活動コンクール

令和3年8月2日から募集開始！優良事例は表彰予定 **コンクール詳細**→



主 唱 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

協 賛 (公社)宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

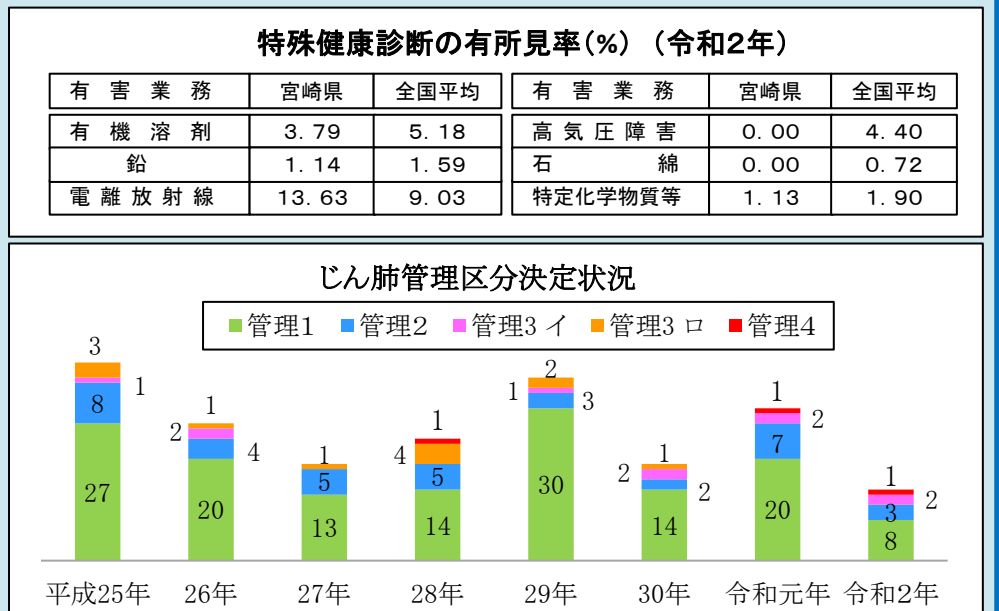
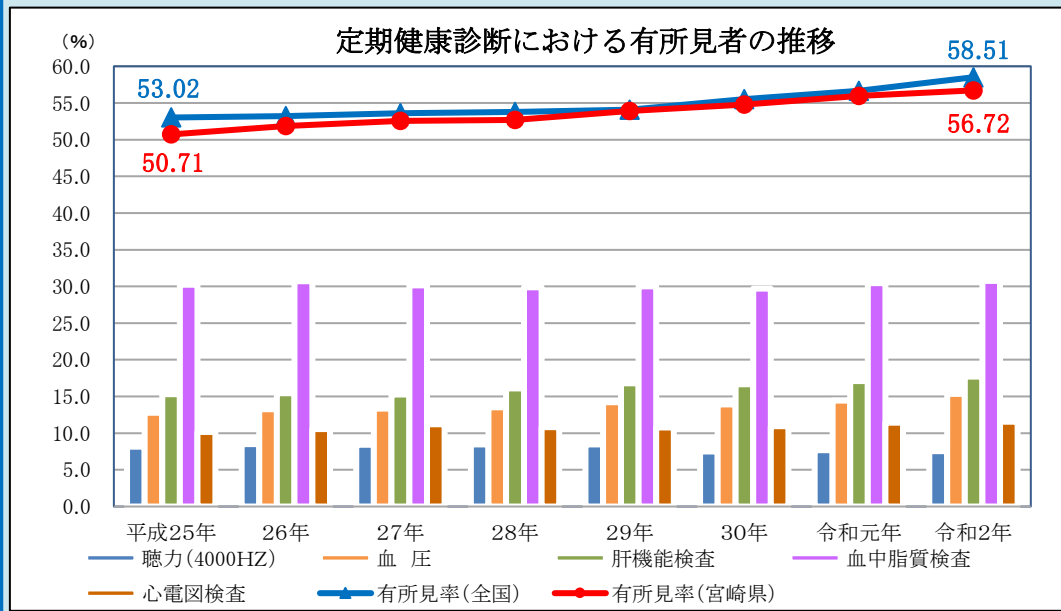
と き 令和3年11月11日(木) 13時30分～
と ころ 宮崎市佐土原総合文化センター

全国産業安全衛生大会

と き 令和3年10月27日(水)～29日(金)
と ころ 東京都千代田区(東京国際フォーラム)

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

宮崎県内における労働衛生の現状



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率（何かしら所見のあった者の割合）は、全国平均より低いものの年々増加しております。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の電離放射線の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょう。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ☆ 測定機器の貸出



始まっています。
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621 (延岡市医師会内)
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23 (都城市北諸郡医師会内)
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17 (南那珂医師会内)
TEL 0987-23-2951

「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質に追加されました

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の関係法令が改正されました。本改正は令和2年4月22日に公布され、**令和3年4月1日**に施行されました。

本改正のうち、労働安全衛生施行令、特定化学物質障害予防規則の改正点の概要は下記のとおりです。

労働安全衛生施行令の改正点の概要

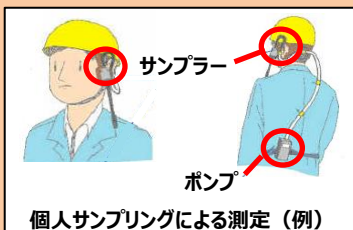
- ① 特定化学物質 **第2類物質**に「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ② 「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」については、令第21条の「作業環境測定を行うべき事業場」から除外。

特定化学物質障害予防規則の改正点の概要

- ① 金属のアーク溶接、溶断、ガウジング等の作業（以下、「金属アーク溶接等作業」）により、溶接ヒュームを発生する屋内作業について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属アーク溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の**溶接ヒュームの濃度測定が必要**。

※既存の金属アーク溶接等作業についても、令和4年3月31日までに濃度測定が必要

測定には補助金を活用できます→



個人サンプリングによる測定（例）

- ③ 上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、**金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年経過するまで保存**。
- ④ 金属アーク溶接等作業（屋内、屋外とも）の従事者に**有効な呼吸用保護具の使用**が必要。なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要で、**1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認**して結果を3年間保存。
- ⑤ 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥ 金属アーク溶接等作業従事者に対し、就業時及び**6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施**が必要。
- ⑦ **特定化学物質作業主任者の選任**が必要。

石綿障害予防規則等の一部が改正されました

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と**段階的に施行**されます。

石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

改正前				改正後 ※赤字が改正内容					
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 揭示 湿潤な状態にする	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）	計画届（レベル2も計画届） ※十四日前	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認	
レベル2 石綿含有保温材 	作業届 ※工事開始前	マスク等着用 作業主任者の選任 作業員に対する特別教育		レベル2 石綿含有保温材					
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				けい酸カルシウム板1種（破砕時）※2 仕上げ塗材（電動工具での除去時）				マスク等着用 作業主任者の選任 作業員に対する特別教育	隔離 ※負圧は不要
				レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材					

- ※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）はレベル1・2ほどの飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL：0985-38-8835

↓特設サイトでは改正の内容に関して各種情報発信中！

石綿総合情報ポータルサイト

石綿含有建材調査者講習 宮崎で開催予定

令和5年10月から**解体・改修工事**で**必須**となる事前調査の有資格者について、建災防 宮崎県支部では調査者となるための講習を予定しています。
※新型コロナウイルス感染症の状況等により予定変更となる場合があります
お問い合わせ先 建災防 宮崎県支部
TEL：0985-20-8610

12/22～23
(一戸建て等コース)

R4 2/15～16
(一般建築物コース)

第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)～7日(木) [準備期間: 9月1日～30日]

〈全国労働衛生週間スローガン〉

向き合おう！ 心とからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年は「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、“うつらぬ うつさぬ ルールとともに みんなで守る 健康職場”を副スローガンとして決めました。

各職場においては下記のような取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

※ 詳細は下表をご覧ください

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・過重労働による健康障害防止対策 ・職場におけるメンタルヘルス対策 ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組 ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり ・化学物質による健康障害防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・石綿による健康障害防止対策 ・職場の受動喫煙防止対策 ・治療と仕事の両立支援対策 ・職場の腰痛の予防対策 ・職場の熱中症予防対策の推進 ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保 |
|--|---|

準備期間に実施する事項（重点事項）（要綱より抜粋）

過重労働による健康障害防止	① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ② 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ⑤ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
メンタルヘルス対策	① 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明 ② 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③ 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
職場における新型コロナウイルス対策	① 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底 ② 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
高齢労働者の健康づくり	① 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ② 高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	① 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進 ② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ③ SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	① 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進 ② 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底 ③ 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	① 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ② 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施 ③ 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
治療と仕事の両立支援	① 事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ② 研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③ 相談窓口などの明確化 ④ 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤ 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	① 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ② 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進

準備期間に実施する事項（その他）（要綱より抜粋）

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

（職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

厚労省 職場の感染対策

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対してばく露防止対策のための測定実施の支援をしています。

（有害物ばく露防止対策補助金申請↓）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>



有害物ばく露防止対策補助金

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化した

ところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！　こころとからだの　健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに　みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スローガン

全体（主）スローガン：

- ・向き合おう！　こころとからだの　健康管理

副スローガン：

- ・うつらぬうつさぬルールとともに　みんなで守る健康職場

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
 - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
 - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
 - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

(ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

(ケ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項